議会基本条例特別委員会(第23回)要点録

- 1 日 時 平成23年8月29日(月)9:30~11:30
- 2 出席委員 角田訓也(委員長),仁科文秀(副委員長),大本益之,金藤照明, 蔵本隆文,齋藤重雄,田口忠義,原田てつよ,森岡聰子, 藤井義明(傍聴議員)
- 3 欠席委員 原田毅
- 4 場 所 第1委員会室
- 5 内 容

委員長…パブリックコメントの実施結果について。

- 事務局…元議員以外の正式なパブコメはありませんでした。22日の電話問合せ、A 議員ツイッターへの投稿は、正式なパブコメではありませんが参考としてお配りしました。ここで、お断りですが、パブコメ期間のうち、8月17日から22日までの6日間は、メールフォームでの送信ができない状態にあったことが判りました。しかし、これについての問合せもなく、また、別の提出手段もありましたのでパブコメ期間の延長はせず、ホームページで、不具合をお詫びするのに併せて、今後も御意見は真摯に承る旨を掲載したいと考えています。
- 委員長…送れなかった方があれば、今週金曜日まではパブコメを受けるよう速やかに 対応されたい。
- C委員…受け取れなかったメールの記録や送信できない場合の知らせはないのか。
- 事務局…送信フォームを操作すると「遅れません」というメッセージが表示されます。
- 委員長…送信できなかった方にはすぐ分かるようになってはいるが、送信しようとしてできなかった方のために対応されたい。

発議(案)議会基本条例への条例審議会結果反映について。

事務局…提案理由の「参加、及び」を「参加及び」に、前文の「と、市長」を「と市長と」に、「監査機能及び」を「監視及び評価並びに」、「の拡大等が予想されている」を「が拡大している」に、「参加、及び」を「参加及び」に、2条の「地方政府」を「自立した地方政府」に、4条「整合性」を「整合」に、6条「かつ」を「かつ、」に、11条3項の「同法第109条の2」を「第109条の2」に、12条2項「ホームページ及び」を「ホームページ、」に、12条4項「議決責任の観点から、議案に対する議決の賛否は、」を「議案に対する議決の賛否は、議決責任の観点から、」に、14条2項「その場合において」を「この場合において、」に、14条3項「対応及び経過等」を「対応、経過等」に、16条「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に、「総合計画」を「笠岡市総合計画」に、17条「基本構想及び基本計画」を「笠岡市総合計画」に、20条2項「及び結果について、すべて公開し」を「については、すべて公開し、結果については、」に、22条「活かして」を「生かして」に、28条「調査・法務機能」を「調査及び法務機能」に、31条1項及び2項の「条例及び議会」を「条例、議会」に、

「条例及び規則」を「条例、規則」に改め、附則に項見出し「(施行期日)」と項番号「1」を、また、2項として「(経過措置) 第20条第2項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の期間に対応する政務調査費について適用し、施行日前の期間に対応する政務調査費については、なお従前の例による。」を追加しています。

また、制定の要旨の「参加、及び」を「参加及び」に、3の「地方政府」を「自立した地方政府」に、7の「かつ保障」を「かつ、保障」に、17の「求める必要書類」を「必要な書類の要求」に、18の「長期的で」を「笠岡市総合計画を実現するための長期的で」に、21の「使途及び結果について、すべて公開し」を「使途については、すべて公開し、結果については、」に、23の「活かして」を「生かして」に、29の「調査・法務機能」を「調査及び法務機能」に、32の「条例及び議会」を「条例、議会」に改め、35に「ただし、第22条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する政務調査費について適用し、施行日前の期間に対応する政務調査費については、なお従前の例による。」を追加しています。

委員長…よろしいか。

(了承)

委員長…発議(案)政治倫理条例修正への条例審議会結果反映について。

事務局…4条「次」を「次の各号」に、4条(5)「受けないこと。」を「受けないこと。また、」に、7条2項「学識経験」を「識見」に、同条に5項「5 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。」、6項「6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。」を追加、制定の要旨の5(5)「受けないこと。」を「受けないこと。また、」に、8(2)「学識経験」を「識見」に、8に「(5)会長は、会務を総理し、審査会を代表すること。」、「(6)副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理すること。」を追加します。

委員長…よろしいか。

(了承)

委員長…発議(案)議会基本条例への廣瀬教授の助言反映について。

- 事務局…10条3項,「選出されようとする者に所信を表明する機会を保障することにより,」を追加しました。これは、正副議長選出の透明性確保は、所信表明にとどめをさす、自治法にも沿う表現であるとの廣瀬教授の御助言によるものです。
- F委員…他市議会の市民の声を聴く会では「所信表明しない議員が得票したが、それでよいのか。」と質問があった。修正案は、所信を表明しなくとも候補者になれる、と解釈してよいか。
- 委員長…選出の具体的な仕方は「別に定める」で協議する。教授によれば、「立候補制」とするのは無理があるとの助言があったので、「機会を保障する」とした。 C委員…修正案。

D委員…修正案。

H委員…修正案。

B委員…条例では所信表明を強制はできない。内部の合意なのだから、笠岡市議会で独 自に実施要綱として決めればよい。ただし、所信を表明するという原則を忘れな いでほしい。

G委員…F委員と同じだが、詳細を別に定めるなら修正案でよい。

委員長…詳細は別に定め、条文は修正案とする。

(了承)

事務局…「14条1項は「総論」, 2項以下は「各論」なので条を改めるべき」との御助言をいただきましたが,表題の「基本原則」を「基本原則等」として,条数が増え過ぎることを避ける案としました。

委員長…修正案とする。

(了承)

事務局…21条について、「自由討議」のメリットは論点の明確化であり、合意形成への過大評価はしない方がよい、との御助言により、21条「議会としての合意形成に努めなければならない。」を「議論を尽くさなければならない。」としました。

委員長…修正案とする。

(了承)

事務局…22条2項は11条3項に同じ表現があり、それに集約してよいのでは、という御助言を受け削除しました。

委員長…修正案とする。

(了承)

事務局…「政治倫理条例審査会」は附属機関に他ならず、議長に授権するための根拠規定がもう1条あった方がよいとの御助言がありました。よって24条1項に「議会は、議会活動の関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。」と挿入しました。

C委員…具体的にどう変わったのか。また、「議会活動に関し」は要るのか。

B委員…「別に条例で」とは、附属機関設置条例を別に作るのか。

委員長…そうではなく、例えば「政治倫理条例」が該当する。

事務局…条例のみに根拠を持つ機関と位置付けられていますので、「設置できる」と明記した条文に変えました。

委員長…助言に従って、附属機関について議長に権限を与える条文とした。

D委員…案に賛成だが、「議会活動に関し」は他市にあるからか。なくてもよいのでは。

事務局…三重県議会を参考にしました。「議会活動に関し」は議会の権限内での附属機関であることを明確にするための表現と考えます。

H委員…修正案。

F委員…修正案。1,2,3項で縦分けがうまくできていると思う。

- C委員…修正案。
- B委員…修正案。
- G委員…修正案。
- C委員…ただ、2、3項の「学識経験者等」の表現は統一すべきではないのか。
- 委員長…「識見を有する者等」に統一し、修正案とする。

(了承)

事務局…制定の要旨の11「透明性の確保」を「所信表明の機会の保障による透明性の確保」に、15「基本原則」を「基本原則等」に、18「係わる」を「関わる」に、22「議会としての合意形成に努める」を「議論を尽くす」に改め、23「(2)必要に応じて公聴会制度及び参考人制度を活用し、多様な意見を踏まえて審査の充実に努めること。」を削除、25「審査、諮問又は調査のための附属機関の設置並びに」を追加、35「施行期日」を「施行期日等」に変更しました。

委員長…よろしいか。

(了承)

委員長…発議(案)政治倫理条例への条例審の指摘事項以外の修正箇所について。

事務局…制定の要旨の4「求めるとともに,」を「求め、また,」に、7「に議長に対し審査請求できる基準を」を「の議長に対する審査請求について,」に改めています。

委員長…以上は元議員のご意見も含まれていると考えてよいか。

事務局…そうです。

委員長…行政協力委員長・副委員長会議での報告案について。

- C委員…この案の報告だけで終わるのか。また、事前に通知しているのか。各条文が何を言っているのか、分かりやすく説明する方がよいのではないか。
- B委員…内容を網羅しているが、例えば、住民との関係では、意見交換会を重視し政策 に生かしていくことを柱にしている、といったような説明があってもよいのでは ないか。
- G委員…報告案はこれでよい。資料は何を配るのか。

委員長…議会だよりを配る。

D委員…委員会の審議内容を公開しながら進めていることを伝えてほしい。

H委員…報告としては、これでよい。

F委員…凹凸をつけた表現,例えば,13条「市民と議会との関係」についてより濃く 触れてもよいのではないか。

I委員…これからやって行こうとする箇所に重点を置くのがよいのではないか。

委員長…案を基に、「議会と市民との関係」についての文言、会議録も公開し透明性を 確保していること、傍聴もできることなどを追加する。修正結果は一任いただき たい。

(了承)

委員長…9月議会の初日に経過報告,21日(中日)の本会議又は全員協議会で条例案

を示し、最終日に上程したいと考えており、取扱いを明日の議運に諮りたい。 (了承)

委員長…各委員は会派で十分な報告をしていただき、温度差のない状態にしていただ きたい。

事務局 $\cdots 21$ 日に意見を聴かれるのであれば、全員協議会がよいのではないでしょうか。 委員長 $\cdots 21$ 日に全員協議会を開くことは可能か。

事務局…日程的には可能です。

委員長…可能ならば9月21日に全員協議会を開くよう、事務局で調整されたい。

F委員…「別に定める」が取り残されているが、大事な部分である。

委員長…条例が制定されないと、「別に定める」は協議できない。この特別委員会で「別に定める」も協議することは、すでに代表者会議で確認いただいている。「別に定める」は具体的な内容になるので、会派に持ち帰っていただきながら協議していくことになる。

事務局…「別に定める」事項については、同時制定でなくとも上程は可能です。

委員長…議案として成立したのちに協議したい。4月以降,条例に則って進むレールだけは作っておきたい。

9月議会の初日(9月2日)の経過報告案について。

F委員…市民から何もなかったではさびしい。問合せ電話はパブコメではないのか。

委員長…匿名なので正式なパブコメとはいえないが、「市民の方からは数件のご意見も 頂戴いたしました」と加える。

(了承)

委員長…施行日を24年4月1日としているが、4月に任期が切れるので4月29日 又は5月1日がよいのかについて、会派に持ち帰り協議いただきたい。